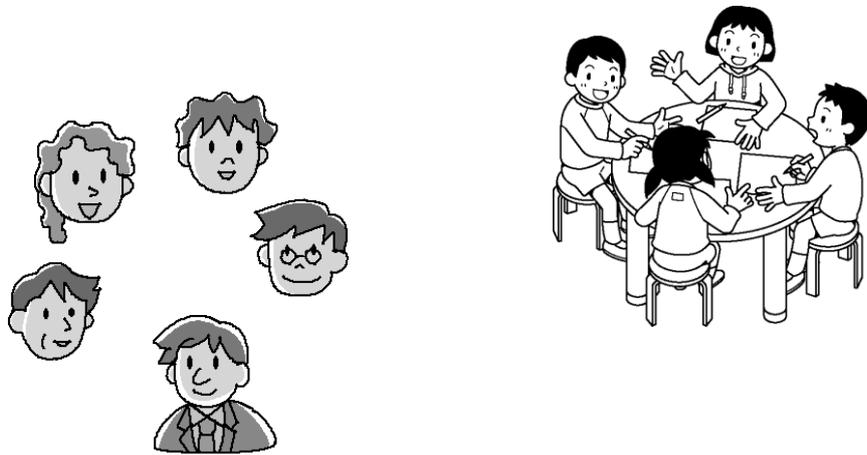


学校いじめ防止基本方針



西都市立穂北小学校

令和5年5月

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「西都市立穂北小学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 校内研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・ 7
- (5) 地域や家庭との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (6) 関係機関との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

資料1 「学校のいじめ防止プログラム」・・・・・・・・・・ 9

資料2 「学校におけるいじめ防止のための職能別ポイント」・・ 10

資料3 「いじめられた児童・いじめた児童のサイン」・・ 13

資料4 「教室や家庭でのサイン」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

資料5 「いじめに対する措置」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

（1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

（3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係職員、養護教諭、特別支援教育コー

ディネーター

【活 動】

- 穂北小学校いじめ防止基本方針の見直し
- 穂北小学校いじめ防止プログラムの作成
- 校内研修会の企画・立案
- 「あのねカード」・「いじめに関するアンケート」の調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
 - 異学年交流会の実施
 - 児童会活動の充実
 - 学級活動での話し合い活動の実施
 - 縦割り清掃活動の実施
 - ボランティア活動の推進

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の機会を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
 - 教育相談の時間の設定
- (ウ) 各教科、道徳及び学級活動の時間を中心として、人権教育や道徳教育、情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 各教科、道徳及び学級活動の時間における人権教育や道徳教育、情報モラル教育の年間指導計画の確認・見直し
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
 - PTA総会での学校の方針説明
 - 「学校だより」または「生徒指導だより」を活用したいじめの防止啓発活動
 - 学校公開（オープンスクール）の実施

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを教職員及び保護者で共有します。
 - 児童が発する具体的なサインの作成と共有
- イ 定期的に教育相談の機会を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談の時間の設定
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校独自のアンケートの実施「あのねカード」・「いじめに関するアンケート」
 - 県下一斉のアンケートの実施
- エ いじめ・不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、教諭等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員朝会や職員会議での情報の共有
 - 入学前、進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告します。
- イ 情報の共有
 - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
 - 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
 - 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意しなければなりません。
- エ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ・不登校対策委員会を中心として組織的な対応に努めます。

*指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守りぬくという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

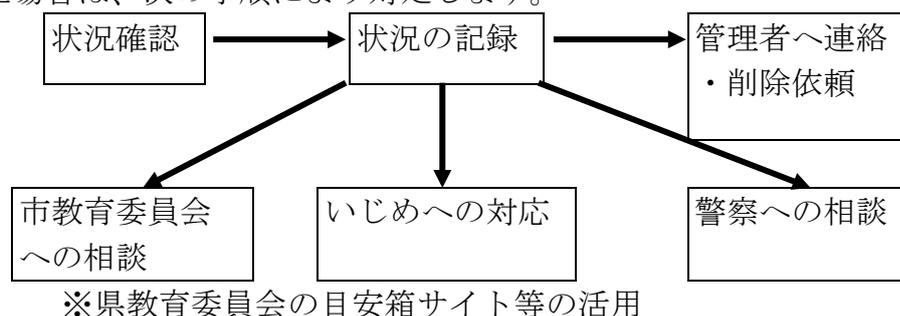
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などでネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みや画像を発見したり、チェーンメール等によるいじめが確認された場合は、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- ① 教育委員会との連携
 - ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・スクールカウンセラー、適応指導教室「みつばルーム」
 - ・関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ・スクールサポーターの活用
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
 - ・スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・メンタルヘルスに関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

資料1 穂北小学校いじめ防止プログラム

	未然防止			早期発見・早期対応	保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童主体の活動	教職員主体の活動・研修			
4月	全校集会 PTA総会		いじめについての相談窓口について説明する	年間の活動計画確認・検討	学校の方針説明	計画・目標設定
5月			Q-U①			
6月		なかよし集会①				
7月		運動会スローガンの設定	情報モラルに関する講演会（PTA対象） 人権に関する研修	学期の取組の総括・次学期に向けての取組①		職員アンケート（チェックリスト）
8月			いじめの未然防止に関わる校内研修（教職員の資質向上）	職員会議での情報共有		中間評価と取り組みの改善
9月	運動会					
10月			オープンスクール		学校基本方針についての保護者・地域アンケート	
11月		なかよし集会②		県一斉のアンケート調査		保護者・地域アンケート分析
12月			人権週間におけるいじめ防止の啓発 Q-U② 人権と特別支援に関する講演会（PTA対象）	学期の取組の総括・次学期に向けての取組② 職員会議での情報共有		中間評価と取り組みの改善
1月	入学説明会				入学説明会における学校の方針説明	
2月				年間の取組の総括・次年度に向けての取組③	幼稚園・保育園との引継ぎ会	年間評価
3月		お別れ集会 企画・運営		職員会議での情報共有		次年度計画作成
通年	・ボランティア活動の推進 ・縦割り清掃活動の実施		・わかる授業の展開 ・各教科や道徳、学級活動等を中心にした人権教育、道徳教育、情報モラル教育の時間設定 ・職員相互の授業研究会の実施 ・学級通信、学校だより、生徒指導だよりを活用した啓発	児童の発する具体的なサインの共有	いじめの実態に応じた、SC・SSWの積極的活用	
月1回				・あのねカード・いじめアンケート ・教育相談の時間の設定 ・いじめ・不登校対策委員会		

資料2 学校におけるいじめ防止等のための機能別ポイント

ア いじめ防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりをすすめる。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主事》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

《管理職》

- ・ 全校朝会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

イ 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後等の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導主事》

- ・ あのねカード・いじめアンケートや教育相談の実施等に積極的に取り組む。
- ・ 保健室やSC、SSW等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

ウ いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめ防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※本校複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家・弁護士・医師・教員・警察経験者などから構成される。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《組織》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童、いじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要
- ・ 児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③ —A 児童への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人達）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

11

- ・ いじめた児童への指導にあたっては、いじめた児童の人格を傷つけ、生命、身体、または財産

を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて学習を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなどして同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》

- ・ 状況に応じて、SC や SSW、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

③ -B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のためのアンケート等により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供する。

いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多いため、複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないようにします。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	席を離される。 保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間 等	昼休みに一人で過ごしている。 給食にいたずらをされる。 給食を配膳してもらえなかったり、席を離されたりする。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握します。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多いため、教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにします。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずらや落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出していることがあります。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなります。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切です。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

